

第3回 坂出市議会報告会

- 1 開会
- 2 議長(副議長)あいさつ
- 3 出席議員紹介
- 4 議会報告
 - ・総務消防委員会報告
 - ・教育民生委員会報告
 - ・市民建設委員会報告
 - ・新庁舎建設特別委員会報告
- 5 意見交換
- 6 閉会

議会報告会資料 目次

報告編

総務消防委員会報告	1
教育民生委員会報告	3
市民建設委員会報告	4
新庁舎建設特別委員会報告	6

資料編

坂出市議会基本条例前文	7
市議会の概要	8
坂出市議会議員名簿	12

平成25年10月

坂 出 市 議 会

【総務消防委員会報告】

○ 土地開発公社の解散に関する案件について

土地開発公社とは

「土地開発公社」とは、日本の経済発展とともに地価の高騰が続いていた時代に、坂出市のまちづくりの計画的な推進と財政負担を抑えるために坂出市の全額出資で昭和 49 年に設立しました。公社はこれまで公共用地の先行取得を坂出市の依頼に基づき行ない、事業計画の進捗にあわせて市に売却することによって坂出市の計画的なまちづくりに大きく寄与してきました。

しかし、近年の地価の継続的な下落によって土地の先行取得の必要性が見込まれないこと、さらに、市の事業進捗の遅れや事業計画の見直しによって先行取得した土地の買い戻しが計画通りに進まないことから土地の保有期間が長期化して、公社の債務超過を招いていました。

そこで議会でもこうした状況の改善を図るため議論を重ね、公社の年度別保有地残高は、平成 4 年度の簿価約 59 億 6 千 4 百万円《面積は約 13.5ha》をピークに、その後売却などにより簿価の圧縮に努め、さらに平成 13 年度～17 年度までの 5 年間の公社経営健全化計画の中で公共用地先行取得などの事業債や自治振興資金を活用して、市が公社の持っている土地を買い戻して、平成 17 年度末の簿価額を約 11 億 7 千万円《面積は約 1.3ha》としました。

土地開発公社の解散と債権放棄について

このような中、市では公社の抜本的な改革を推進するため、平成 25 年度末を目途に公社の解散に向けた取り組みをすることとしました。

公社を解散する場合、市が公社に貸し付けている短期貸付金は 10 億 8,882 万円あります。公社が返済できるのは、土地による代物弁済額 1 億 7,131 万円（これは不動産鑑定士による現在評価額です）、それに手持ち現金から 2,151 万円、併せて 1 億 9,282 万円です。残りの 8 億 9,600 万円については公社としては市に支払うことができませんので、市は放棄するという案件です。

第三セクター等改革推進債について

市が公社に貸し付けていた短期貸付金 10 億 8,882 万円から、手持ちの現金 2,151 万円と、公社解散にともない残余財産として後ほど市に入ってくる金額、約 730 万円の合計約 2,881 万円を控除した額 10 億 6 千万



円が結果として市の歳入不足となります。市はその歳入不足をカバーするために、10億6千万円を限度として金融機関から借入れをする必要性が生じてきます。

第三セクター等改革推進債とは

総務省が推進する第三セクター等の抜本的改革は、日本の多くの自治体の第三セクター等がこういう債務超過の状況になっているため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が全面施行された平成21年度から平成25年度までの5年間で集中的に取り組むよう要請しています。そのための手段である第三セクター等改革推進債も平成25年度までの時限的措置になっており、市はその制度を活用して三セク債を発行することの許可を県知事に申請するものであります。

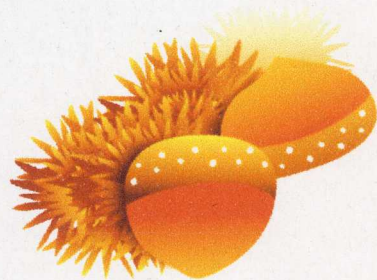
『審議結果』高度経済成長期、バブル期およびバブル崩壊など経済変動によって、公社のおかれている環境が大きく変化する中、当時においては土地の先行取得は止むを得なかったものと判断し、また、今年度末に三セク債の発行の期限を迎えるため、公社の解散、債権放棄および三セク債発行の許可申請の案件については、市の財政健全化という意味もあり、全員一致にて可決となりました。

なお、理事者側から、結果として多額の債権放棄によって市民に負担をかけることに対しての陳謝と今後土地の処分、有効利用を出来るだけ速やかに実施していく旨の発言がありました。当然、議会としても土地の活用状況は常に見守っていきたいと考えています。

○ 職員の給与減額に関する条例制定について

日本の厳しい財政状況および東日本大震災に対処するために国家公務員の給与を削減する措置を踏まえて提出されたものです。削減率は市長10%、副市長9%、教育長8%、職員平均3.41%となっています。期間は平成25年10月から平成26年3月までの6カ月間です。なお、期末手当、退職金などには反映せず、削減額は全体で約5千万円になります。

『審議結果』この案件については、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であり賛成できないという一部意見もありましたが、地方交付税の配分決定額、県および県内各市町の動向から判断した結果、賛成多数で可決しました。



【教育民生委員会報告】

○ 坂出市子ども・子育て会議条例制定について

昨年、国において制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的に推進していくため、必要な事項や当該施策の実施状況を調査審議するための条例制定です。

これまで本市においては次世代育成支援行動計画に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、核家族化や高齢化、地域における人間関係の希薄化による家族や地域での子育て力の低下などの課題の解決に向けて様々な子育て支援策の取り組みを進めてきました。

そういった中、本条例に基づき設置した子ども・子育て会議は、本市の幼児教育・保育、子育て支援のニーズが適切に反映されているか、ニーズを満たすだけの必要な子ども・子育て支援策が事業計画に盛り込まれているかを調査・審議するだけでなく、子育て支援策の実施状況を継続的に点検、評価、見直しを行っていく重要な役割を担っています。市が実施主体となり、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、この事業計画をもとに給付・事業を実施していきます。

① 会議の構成

構成員

- ・子どもの保護者
- ・子ども子育て支援に関する事業の従事者
- ・子ども子育て支援に関し学識経験のある者
- ・その他市長が必要と認める者



香川大学経済学部 教授 小松秀和氏を会長に18名で構成。

② 会議の開催

8月1日に第1回坂出市子ども・子育て会議を開催し、9月に第2回目を開催しています。

○ 新病院建設の進捗状況について



平成26年秋開院予定の新病院は、一般外来診療科14科（産婦人科・脳神経外科を含む）、一般病床194床で、鉄筋コンクリート造 地上5階（一部6階）、免震構造で建設されています。

1月10日に新築工事の契約を締結し、1月25日に新築工事に伴う地元説明会を行い、2月14日に安全祈願祭を行い、新築工事に着手しました。口径1,200から1,500mmで長さ45mの杭を74本打ち込み、その後、免震装置を設置し、本体工事が始まります。

9月25日の9月議会終了後、議会として視察した際は、第1工区で免震装置の設置中、議員全員が工事の安全と新病院が市民の安心の礎となることを願いました。

【市民建設委員会報告】

○ 坂出市人権尊重のまちづくり条例制定について

人権尊重のまちづくりを推進するため、市の責務、市民および事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となるものを定めています。

これまで、国、地方公共団体などの関係機関は人権に関する解決に向け、さまざまな施策を実施してきました。全般的にその成果は現れていますが、一方では、やや足踏み状態でないかとの見方もあります。また、女性や、子供、障がい者、高齢者、同和問題など従来からの問題に加え、新たにいじめやパワーハラスメント、インターネット上のプライバシー侵害、体罰問題など多様な人権問題など様々です。さらに、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故に起因した根拠のない偏見や差別等、被災者に対する深刻で重大な人権侵害の事案についても、被災地に限らず全国で起こっている状況など、現在の人権に関する社会情勢を総合的に判断し検討を重ねました。そして、人権尊重都市宣言から20年が経過したことを一つの契機と捉え、宣言をより具現化するとともに、あらゆる人権課題の解決に向けた市の姿勢、果たすべき役割、責務を明らかにするために提出されました。

『審議結果』人権施策がその効果を十分に発揮するためには、その内容や実施方法等において、幅広く市民からの共感を得ることが重要であり、市民の理解を得られているか。また、県下他市町では既にいわゆる人権擁護条例が制定されている中、今回提案するに至った理由などの意見が出され、審査の結果、一部委員より反対の意思表示があったため、全会一致には至らず、採決によって原案どおり可決されました。



○ 地域公共交通の改善・充実について

① デマンド型乗合タクシー

府中、西庄方面と神谷、加茂方面の2ルートが運行されていますが、上りは午前、下りは午後に利用者が多い傾向があることから、運行時刻の見直しを行いません。

※運行時刻の変更

- ・上りは 8:00, 9:00, 10:00, 13:00
- ・下りは 11:00, 13:00, 15:00, 17:00

また、新たに川津地区にデマンド型乗合タクシーが新設され、10月1日より運行されることとなりました。運行日は、毎週月曜日から金曜日で12月29日から1月3日の間は運休します。利用するにあたっては事前に登録が必要です。また、予約が無ければ運行しません。乗降場所は地域の集会場など22カ所とし、各乗降場所と坂出駅を結ぶ1系統になります。

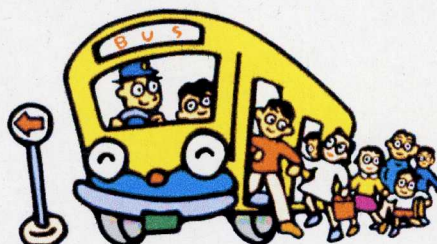
※運行時刻

- ・上りは 8:00, 9:00, 10:00, 13:00 の4便
- ・下りは 11:00, 13:00, 15:00, 17:00 の4便

利用料金は一人1乗車300円、ただし小学生未満は無料です。定員は9名になります。

② 坂出市内循環バス

坂出駅を起点として、市内の主な公共施設を循環して坂出駅を終点として、一人1乗車100円で運行していますが、魚市場が開業することに伴い、10月1日より、循環ルートの一部変更すると同時に、半径200mを目安に新たに停留所を7カ所増設し、23カ所の停留所を設けて運行することになりました。

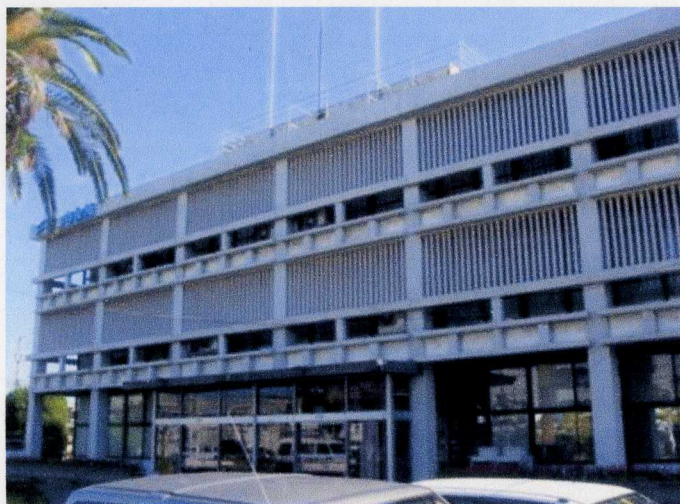


③ 路線バス

従来から青海地区には路線バス等の公共交通機関がなかったため、公共交通の空白地域になっていました。そこで、路線バス王越線の路線を一部変更し、青海地区と坂出駅を結ぶ路線を新設し、10月1日より運行することになりました。運行ルートのひとつは現在の坂出駅から米出止のルートを延長して林田北部地区、大屋富地区を経由して青海地区まで運行するものです。

もうひとつは、坂出駅から高屋地区を経由して大屋富北止を経由し青海町上地区まで運行するもので、それぞれ一日3往復します。特筆すべきは、停留所は設けるのですが、林田の米出から大洲の間と青海地区の蛭子神社前から青海間はフリー乗降ができることとしたことです。利便性がより向上するものと期待しています。

【新庁舎建設特別委員会報告】



坂出市の本庁舎は築 56 年で、建物を始め電気設備や給排水設備等も老朽化している上、平成 21 年度に実施した本庁舎の耐震診断で、震度 6 強～7 程度の大規模地震が起きた場合、倒壊または崩壊の危険性が高いとの診断結果を受けました。今後の整備方針について、補修や耐震工事等も検討されましたが、最終的には、建て替えを前提に検討を進めるべきとの総合判断が示されました。

新庁舎の建設場所は、現庁舎が建っている敷地とし、業務を続けながら建て替えます。建設面積はおよそ 6,000 m²で、今のところ最も早ければ、平成 28 年・29 年度で工事、平成 30 年 5 月頃の完成を念頭に実施計画を進めているところです。

新庁舎建設の基本理念は、「安全・安心で市民と環境にやさしい庁舎」です。基本方針は 3 つで、①「安全と安心の確保」では高い防災性能を持ち、災害時には対策本部としての機能を果たせる施設を目指します。②「市民サービス機能の充実」では、誰もが利用しやすく、人にやさしい。そして、住民との協議・連携が図れ、広く親しまれる施設を目指します。③「経済性と環境への配慮」では、華美な設計を排して、建設費も抑える事や、省エネに配慮して環境にやさしい施設を目指すこととしています。

建設費用については、現段階では具体的に示されておりませんが、新庁舎を建設した他の 7 市の事例から、平均単価 1 m²あたり 30 万円強という結果が出ていて、6,000 m²だと約 18 億円という計算になります。坂出市は、新庁舎建設に向けて既に基金を積み立てていますが、累計額は平成 24 年度末で 6 億円となります。今年度以降も毎年度 1 億円ずつ積み立て、29 年度末には 11 億円の積立累計となる予定です。

坂出市議会では、以上のような経過の中、今年 1 月 21 日、新たに新庁舎建設特別委員会（議員 11 人）を設置し、7 月 8 日には、新庁舎建設を計画中の観音寺市へ現地視察に行き、延べ 9,500 m²で 5 階建て、総工費 33 億円の概要や取り組みについて、調査をしました。今後さらに、資料収集や現地視察等を行い、新庁舎建設のために設けられた「市民会議」とともに、市民の皆様方にご意見をお聞きしながら、より良き新庁舎の建設に向けて、検討を加えていくことにしています。

坂出市議会基本条例 (前文)

坂出市民から選挙で選ばれた議員により構成される坂出市議会は、同じく選挙で選ばれた坂出市長とともに、それぞれ市の代表機関を構成し、市民の多様な意見を把握しながら、市民の負託に応える責務があります。この2つの代表機関は、互いに健全な緊張関係を保つことにより、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議論を深め協力しながら、坂出市としての最良の意思決定を導く共通の使命を有しています。

地方分権の流れは、確実に自治体に押し寄せており、その中であって議決機関としての議会の果たすべき役割と責任は大きくなっています。

そこで議会は、地方自治の主体である市民とともに考え、行動し、市民の信頼に応えるべく、公正性と透明性の確保、積極的な情報の公開、議員間の自由な討議の展開、議員の資質向上、監視および評価機能の充実、政策立案および提言機能の強化が求められています。また、積極的な市民参加を推進し、多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねなければなりません。

議会は、市民とともにふるさとの豊かな自然を守り、先人が築き上げてきた歴史と固有の文化、さらにゆめ無限海橋のまち坂出を発展させ、次代に引き継がなければなりません。

そして、今を生きる市民の生活を守り、市民の輝かしい未来を確かなものにするために、市民福祉の向上に全力を尽くすことを誓い、議会および議員の果たすべき役割と責務を明確にするため、この条例を制定するものです。

市議会の概要

1. 市議会の構成（平成 25 年度）

(1) 議員定数 条例定数：22 人（任期：平成 23 年 5 月 2 日～27 年 5 月 1 日）

(2) 議会構成

① 議会運営委員会：8 人

② 常任委員会（任期 2 年）

名 称	定数	所管事項
総務消防委員会	8 人	総務部，出納局および消防の所管に属する事項ならびに他の常任委員会の所管に属さない事項
教育民生委員会	7 人	健康福祉部，市立病院および教育委員会の所管に属する事項
市民建設委員会	7 人	市民生活部，建設経済部，水道局および農業委員会の所管に属する事項

③特別委員会

・決算審査特別委員会（11 人）

※毎年 9 月定例会で設置し，閉会中の継続審査を行っています。

・新庁舎建設特別委員会（11 人） ※平成 25 年 1 月 21 日設置

④その他

・広報広聴委員会（8 人）

※議会報告会の開催や議会だよりの編集など文字通り議会の広報広聴全般を担います。

(3) 会派構成（平成 25 年 10 月 15 日現在）

新政会	市民グループ 未来の会	公明党議員会	市民の声	改進黨の会
7 人	5 人	2 人	2 人	2 人
社会民主党 議員会	日本共産党 議員会	新 緑	新夢会	—
1 人	1 人	1 人	1 人	—

2. 会議の開催状況（平成 24 年）

(1) 本会議

回	会期日数（期間）		本会議 日数	一般 質問者	のべ審議時間
1	定例会	21 日間（3 月 1 日～21 日）	5 日	8 人	12 時間 38 分
2	臨時会	1 日間（5 月 17 日）	1 日	—	1 時間 1 分
3	定例会	16 日間（6 月 14 日～29 日）	5 日	7 人	8 時間 10 分
4	定例会	19 日間（9 月 6 日～24 日）	5 日	9 人	9 時間 36 分
5	定例会	15 日間（12 月 6 日～21 日）	5 日	8 人	9 時間 10 分
6	臨時会	1 日間（11 月 21 日）	1 日	—	17 分

*議決の状況（平成 24 年中）

区分	総数	可決	否決	承認 (報告)	認定	同意	その他
条 例	35	33		2			
予 算	31	31					
人 事	3					3	
決 算	14				14		
その他	23	17				1	5
報 告	18			18			
意見書	4	4					
決 議							
計	128	85		20	14	4	5

※承認（報告）欄の「18」は法令等によるものとした。その他欄の「5」は特別委員会設置や議員派遣等の議発のもの。

*意見書の議決状況（平成 24 年中）

議決年月日	件 名	陳情・議員 発議区分
3 月 21 日	年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書	陳情
同上	戸別所得補償制度の見直し等、農業政策の立て直しを求める意見書	陳情
6 月 29 日	基地対策予算の増額等を求める意見書	議発
9 月 24 日	地方財政の充実・強化を求める意見書	議発

(2) 委員会

委員会名	開催回数	うち開会中	うち閉会中
議会運営委員会	41	17	24
総務消防委員会	10	5	5
教育民生委員会	12	6	6
市民建設委員会	9	5	4
決算審査特別委員会	7	1	6

3. 行政視察（平成 24 年）

委員会名	日程	視察先	視察項目
議会運営委員会	7月25日～ 27日	茨城県取手市	議会運営（議会改革等）
		福島県会津若松市	議会運営（議会改革等）
総務消防委員会	11月6日～ 8日	大阪府貝塚市	空き家等の適正管理
		愛知県豊明市	自治会加入促進策
		愛知県小牧市	庁舎建設事業
教育民生委員会	10月3日～ 5日	奈良県大和高田市	認定こども園
		三重県桑名市	図書館等複合公共施設特定事業
		大阪府豊中市	児童虐待防止対策
市民建設委員会	11月5日～ 7日	富山県富山市	借上げ市営住宅・環境モデル都市
		滋賀県長浜市	デマンド型乗合タクシー
		滋賀県近江八幡市	さざなみ浄苑

4. 議会改革

《議会基本条例案の市民説明会から条例制定・施行（運用）に至る主な経緯》
平成 24 年

日付	会議等	主な協議内容等
3月28日 ～31日	市民への説明会	中学校区単位に市内 4 箇所条例素案について内容を説明するとともにご意見を聴取
5月17日	臨時会	議会基本条例を可決
6月11日～ 8月13日	議運（基本条例の運用協議）①～⑪	条例，工程表，運用方針，実施要領，要領及び要綱案を元に精力的に協議を重ねた。
8月8日	議場の配置換え	議長から見て左右に並べ替え作業
8月27日	委員会の配列変更	今回から傍聴議員席や記者席等の配置を変更。
8月30日	議員研修会（告示日）	議員総会の形で初の実施。＊理事者の議案説明
9月6日	定例会開会	新配置で雰囲気が大きく変化
	広報広聴委員会（初）	正副委員長の互選。議会報告会の日程，報告会内容，班編成，役割分担，チラシ配布等の協議

9月12日～ 13日	個人質問	初の一問一答方式での実施 ※9人中8人が一問一答方式を選択
10月31日	議会報告会①	1班 ; 水道局大会議室で開催, 市民参加 23人 2班 ; 与島開発総合センター, 28人
11月1日	議会報告会②	1班 ; 市民ふれあい会館, 33人 2班 ; 白峰中体育館, 16人 計 100人の市民参加
12月3日	議会運営委員会	・初めて意見書に係る陳情者の意見陳述を実施。

坂出市議会議員名簿

平成 25 年 10 月 15 日現在

番号	氏名	期数	所属委員会	所属会派
1	斉藤 義明	1	議運・総務消防	市民の声
2	出田 泰三	1	市民建設・庁舎・決算・広報	市民の声
3	若谷 修治	1	教育民生・決算・広報	市民グループ未来の会
4	茨 智仁	1	総務消防・決算・広報	新政会
5	脇 芳美	1	市民建設・決算	新緑
6	村井 孝彦	1	議運・市民建設・決算・広報	市民グループ未来の会
7	野角 満昭	3	市民建設・庁舎	日本共産党議員会
8	楠井 常夫	2	総務消防・庁舎	新政会
9	末包 保広	2	議運・教育民生・決算	新政会
10	別府 健二	4	市民建設・決算	新政会
11	植條 敬介	3	総務消防・庁舎・決算・広報	新夢会
12	前川 昌也	2	市民建設・庁舎・決算	市民グループ未来の会
13	大藤 匡文	2	議運・総務消防・庁舎	市民グループ未来の会
14	大前 寛乗	3	総務消防	市民グループ未来の会
15	松田 実	7	議運・教育民生・庁舎・広報	社会民主党議員会
16	若杉 輝久	5	教育民生・広報	公明党議員会
17	松成 国宏	7	議運・総務消防・庁舎・決算	公明党議員会
18	吉田 耕一	3	市民建設	新政会
19	中河 哲郎	5	議運・教育民生・庁舎	新政会
20	木下 清	5	議運・総務消防・広報	改進黨の会
21	山条 忠文	6	教育民生・庁舎・決算	改進黨の会
22	東山 光徳	8	教育民生・庁舎	新政会

* 「議運」は議会運営委員会、「庁舎」は新庁舎建設特別委員会、「決算」は決算審査特別委員会、「広報」は広報広聴委員会をそれぞれ略したものです。